

CC1-3007

酒 税

1
面

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

収 受 印

令和 年 月 日

尼崎 税務署長 殿

※税務署整理欄	局署番号					整理番号							
101 (店舗全体の面積)	9 m ²	102 (酒類売場の面積)	9 m ²	(住所)		(電話)		局 番					
報告者		(氏名又は名称及び代表者氏名)											
		(酒類小売販売場の所在地及び名称)											
		兵庫県尼崎市船出 尼崎フェニックス事業用地 ひょうご楽市楽座 特設販売所											
103 (免許条件)						104 (営業時間) (注)24 時間表記で記載してください。							
1 : 製造						時 分 ~ 時 分 ・ 24 時間							
2 : 小売業 (卸小売兼業を含む)						(定休 :)							
3 : 期限付小売業 (免許期間 : 令和 年 月 日 ~ 年 月 日)													
105 (酒類小売販売場の業態等の区分)													
1 : 一般酒販店 (酒屋、酒類専門店等) 2 : コンビニエンスストア 3 : スーパーマーケット 4 : 百貨店													
5 : 1 ~ 4 以外の量販店 (ディスカウントストア等) 6 ㉔ : 業務用卸主体店 6 ㉕ : ホームセンター・ドラッグストア													
6 ㉖ : その他 (生活協同組合、農業協同組合、ギフトショップ、ビザ宅配店、弁当・惣菜店、果物店、生花店、菓子店等)													
106 令和 7 年 4 月 1 日現在、酒類の販売 (売場のみではなく、通信販売等すべての酒類販売) を行っていない場合は、酒類の													
販売を行っていない理由に〇印を付し、1 及び 2 については、年月を記入してください。													
酒類の販売を行っていない場合は、102 及び 107 以降の項目については記載不要です。													
1 : 令和 年 月以降販売予定 2 : 平成・令和 年 月まで販売していたが現在販売していない 3 : その他													
令和 7 年 4 月 1 日現在 (期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間) における二十歳未満の者の飲酒防止に関する													
表示基準 (以下「表示基準」という。) の実施状況、酒類販売管理者に関する事項及び経営に関する情報について、酒税の保全													
及び酒類業組合等に関する法律第 91 条及び同法施行規則第 11 条の 20 の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理													
の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。													

《表示基準の実施状況》

項 目		区 分	※税務署整理欄 (実態確認状況)	
表示 基準 の 実 施 状 況 等	1 酒類の陳列場所を設けて販売している。 「いいえ」に「〇」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	は い・いいえ	107	☐ 適 ☐ 不適
	(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	は い・いいえ	108	☐ 適 ☐ 不適
	(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示 (「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示) を行っている。	は い・いいえ	109	☐ 適 ☐ 不適
	2 酒類の通信販売 (インターネットを含む) を行っている。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「〇」を付した方は、次の項目の記載は不要です。	は い・いいえ	110	☐ 適 ☐ 不適
	インターネットで酒類の販売を行っている。	は い・いいえ	111	☐ 適 ☐ 不適
	酒類の通信販売 (インターネットを含む) における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20 歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	は い・いいえ	112	☐ 適 ☐ 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。	は い・いいえ	113	☐ 適 ☐ 不適
	3 酒類の自動販売機を設置している。 (注) 酒類の自動販売機を設置している場合は、4 面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも記載してください。	は い・いいえ	114	☐ 適 ☐ 不適

※税務署整理欄	入力年月日	担当者
---------	-------	-----

《酒類販売管理者に関する事項》

酒 類 販 売 管 理 者 関 係	1 過去3年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任している。 右の区分で「はい」の場合は酒類販売管理者の氏名、年齢及び直近の酒類販売管理研修の受講年月日 氏名 (歳) 受講年月日 平成・令和 年 月 日	は い・いいえ	115	☐ 適 ☐ 不適
	2 酒類販売管理者選任届出書を提出している。	は い・いいえ	116	☐ 適 ☐ 不適
	3 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示している。	は い・いいえ	117	☐ 適 ☐ 不適
	4 酒類販売管理者は、酒類小売業者に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等）に基づいた適正な販売管理の確保を図るための措置及び酒類の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項を助言している。	は い・いいえ	118	☐ 適 ☐ 不適
	5 酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する従業員等に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等）に関する事項について指導を行っている。	は い・いいえ	119	☐ 適 ☐ 不適

《経営に関する情報》

《経営に関する情報》は、酒類小売販売場単位の売上高等ではなく、個人または法人で行っている事業全体の売上高等を記入してください。

2以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場から提出する報告書のみに記入してください。

- ① 本店所在地（所得税又は法人税の納税地）に所在する酒類小売販売場
- ② ①に該当しない場合 本店所在地の管轄税務署内のいずれかの酒類小売販売場
- ③ ①及び②に該当しない場合 本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
- ④ ①、②及び③に該当しない場合 報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場

個人事業者の方は令和6年分、法人の方は令和6年1月1日～令和6年12月31日の間に終了した事業年度について、損益項目を記載してください（千円未満四捨五入、マイナスの場合は数字の前に△を付けてください）。また、従業員数については、事業年度末の従業員数を記載してください。

なお、期限付小売業の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方で酒類の販売数量に占める小売数量の割合が50%に満たない場合は、記載不要です。

損 益 項 目 等	従業員数（201）	人										販売場ごとではなく、全ての従業員数（パート含む）									
	総売上高（202）											0	0	0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の①売上金額 個人（白色申告）：収支内訳書の④収入金額の計 法人：損益計算書の売上高					
	内酒類小売による売上高（203）											0	0	0	円	「総売上高（202）」の内、酒類を販売した金額					
	売上総利益（204）											0	0	0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の⑦差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑩差引金額 法人：損益計算書の売上総利益					
	内酒類小売による売上総利益（205）											0	0	0	円	「売上総利益（204）」の内、酒類を販売した金額に係る売上総利益					
	営業利益（206）											0	0	0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の⑬差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑬専従者控除前の所得金額 法人：損益計算書の営業利益					
	内酒類小売による営業利益（207）											0	0	0	円	「営業利益（206）」の内、酒類を販売した金額に係る営業利益					
	税引前純利益（208）											0	0	0	円	個人：所得税の確定申告書（第一表）の⑫所得金額等合計 法人：損益計算書の税引前純利益					
	酒類に係る受取りペー											0	0	0	円						

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》 ※任意記載事項ですが、記載していただくようお願いいたします。

項 目		区 分	※税務署整理欄 (実態確認状況)	
二十歳未満の者の 飲酒防止関係	1 20歳未満と思われる者に対して、年齢確認を行っている。	はい・いいえ	120	☐ 有 ☐ 無
	2 20歳未満の者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	はい・いいえ	121	☐ 有 ☐ 無
飲 酒 運 転 関 係	1 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。	はい・いいえ	122	☐ 有 ☐ 無
	2 自動車等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一声運動を行っている。	はい・いいえ	123	☐ 有 ☐ 無
酒 類 リ サ イ ク ル 容 器 関 係	1 リターナブルびん（ビールびんや清酒の一升びんなどの繰り返し使用されるびん）を使った酒類を販売している。	はい・いいえ	124	☐ 有 ☐ 無
	2 リターナブルびんの回収を行っている。	はい・いいえ	125	☐ 有 ☐ 無
	3 消費者が販売場に容器を持参した場合の回収マニュアルを定めており、これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的に取り組んでいる。	はい・いいえ	126	☐ 有 ☐ 無
	4 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。	はい・いいえ	127	☐ 有 ☐ 無
適 正 飲 酒 関 係	適正飲酒を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	はい・いいえ	128	☐ 有 ☐ 無
酒 類 販 売 管 理 者 に 代 わ る 責 任 者	《酒類販売管理者に代わる責任者の人数》 129 総数： 名			
	《酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準》			
	氏 名（年 齢）	指名の基準 (注)	氏 名（年 齢）	指名の基準 (注)
	(歳)		(歳)	
	(歳)		(歳)	
	(歳)		(歳)	
	(歳)		(歳)	

(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

番号	基 準
1	夜間（23時から翌日5時）において、酒類の販売を行う場合（成年者の指名をお願いします。）
2	酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることがある場合
3	酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名）
4	同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名）
5	同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
6	複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3か所以上ある場合）
7	その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【 記 載 要 領 】

- 1 酒類小売業者の方は、その年の4月1日現在（期限付小売業者の方はその免許期間）における表示基準の実施状況等について、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、4月30日まで（期限付小売業者の方は、販売期間終了後から1週間以内）に販売場を所轄する税務署に提出してください。
- 2 2面の《経営に関する情報》については、個人事業者の方は前年分、法人の方は前年1月1日～12月31日の間に終了した事業年度分の損益項目を記載してください。
- 3 該当する「番号」、「はい」、「いいえ」、「有」、「無」等に○印を付してください。
- 4 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

※ 酒類の自動販売機を設置している場合は、次ページ4面《自動販売機の設置状況等》を記載してください。